

白馬村会社寮等における感染予防対策補助金交付要綱

〔 令和3年7月19日 〕
〔 白馬村告示第59号 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び経済活動の維持を両立するため、会社寮等における感染予防に関する取組を行う事業者に対し、予算の範囲内で白馬村会社寮等における感染予防対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「会社寮等」とは、労働者等が居住するために事業者が設置する施設のうち、玄関、浴室、食堂及びトイレ等の生活設備を他の労働者と共用する施設をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 村内において、事業を営み、かつ、会社寮等を設置している法人又は個人事業主であること。
- (2) HAKUBAVALLEYエリアにおける感染防止に向けた統ルール（一般社団法人HAKUBAVALLEY TOURISM）に基づき、会社寮等における感染予防対策に取り組んでいること。
- (3) 代表者、役員、使用人及び構成員等が、白馬村暴力団排除条例（平成23年白馬村条例第24号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力が経営に事実上参画していないこと。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、会社寮等において次に掲げる目的で実施する感染予防対策に要する経費とする。

- (1) 施設内の換気
- (2) 対人距離の確保
- (3) 飛沫感染の防止
- (4) 接触機会の低減
- (5) 体温の測定
- (6) 衛生管理
- (7) その他村長が認める目的

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の4分の3以内、1棟当たり200,000円を上限とし、補助金の額の合計は400,000円を超えないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年12月10日までに白馬村会社寮等における感染予防対策補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 村長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは白馬村会社寮等における感染予防対策補助金事業実績報告書兼請求書（様式第2号）を村長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定する。

(補助金の返還)

第10条 村長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた者から補助金を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。